

茨城県報

第 7 3 0 2 号

昭和59年12月3日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●新規土地改良事業の審査(12件)(農地管理課)	2
●家畜伝染病の発生及び転帰(畜産課)	6
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(ダム砂防課)	7
●保安林の指定の解除(2件)(林業課)	8

公 告

●予防接種の業務を行う医師(保健予防課)	9
●土地立入測量(用地課)	9
●宅地開発事業の工事完了(建築指導課)	9
●開発行為の工事完了(3件)(")	9
●道路位置の指定(")	10

告 示

茨城県告示第1452号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき藤代町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨同町長から届出があつた。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字們木字宅地付 946の1, 946の2, 947の1, 947の2, 948の1から948の3まで, 949の1, 949の2, 950の1から950の3まで, 951の1から951の3まで

上記を大字們木字上組に変更

大字宮和田字飯沼 2779, 2780

上記を大字宮和田字畑田に変更

茨城県告示第1453号

牛久沼土地改良区から昭和59年8月22日付けで認可申請のあつた論所地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

論所地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1454号

牛久沼土地改良区から昭和59年8月22日付けで認可申請のあつた小関地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

小関地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1455号

牛久沼土地改良区から昭和59年8月22日付けで認可申請のあつた川崎裏地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

川崎裏地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦 覧 の 場 所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1456号

牛久沼土地改良区から昭和59年8月22日付けで認可申請のあつた愛宕下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

愛宕下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦 覧 の 場 所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1457号

川根土地改良区から昭和59年9月25日付けで認可申請のあつた池下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

川根土地改良区定款の写し

池下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦 覧 の 場 所 茨城町役場

茨城県告示第1458号

川根土地改良区から昭和59年9月25日付けで認可申請のあつた境町地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

川根土地改良区定款の写し

境町地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第1459号

川根土地改良区から昭和59年9月25日付けで認可申請のあつた西の割地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

川根土地改良区定款の写し

西の割地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦覧の場所 茨城町役場

茨城県告示第1460号

小堤土地改良区から昭和59年9月27日付けで認可申請のあつた押堀地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
小堤土地改良区定款の写し
押堀地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 茨城町役場

茨城県告示第1461号

渡里台地土地改良区から昭和59年9月28日付けで認可申請のあつた吉沢地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
渡里台地土地改良区定款の写し
吉沢地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 水戸市役所

茨城県告示第1462号

出島土地改良区から昭和59年9月28日付けで認可申請のあつた新生地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
出島土地改良区定款の写し
新生地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 出島村役場

茨城県告示第1463号

千波湖土地改良区から昭和59年10月9日付けで認可申請のあつた塚田農人地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

千波湖土地改良区定款の写し

塚田農人地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦覧の場所 水戸市役所

茨城県告示第1464号

境町長佐怒賀清志から昭和59年10月5日付けで認可申請のあつた山崎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

山崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年12月6日から昭和59年12月25日まで

3 縦覧の場所 境町役場

茨城県告示第1465号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があつた。

昭和59年12月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

病 名	畜 種	発 生 番 号	発生推定 年 月 日	決 定 日 年 月 日	発生及び 転帰頭数	発 生 場 所
気腫疽	牛(肉牛)	6	59.11.17	59.11.19	へい死1頭	高萩市大字若栗字加老448

茨城県告示第1466号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区 域 名 井上急傾斜地崩壊危険区域

2 土 地 の 範 囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から県道山田玉造線北東側境界線に沿って標柱2号に至る線、標柱2号から6号までを結んだ線、標柱6号から町道玉川244号線西南側境界線に沿って標柱8号に至る線、標柱8号と9号とを結んだ線及び標柱9号から国道355号線北西側境界線に沿って標柱1号に至る線を順次結んだ線に囲まれた区域

郡 名	町 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
行 方	玉 造 町	井 上	国道355号線 県道山田玉造線 1550—2	①	各々の交点
"	"	"	県道山田玉造線 1550—2 1551—3	②	"
"	"	"	1549—1	③	
"	"	"	1549—1 1571—2	④	境界上の点
"	"	"	1542—1 1572 1596	⑤	各々の交点
"	"	"	町道玉川244号線 1542—2 1596	⑥	"
"	"	"	町道玉川244号線 1542—3	⑦	境界上の点
"	"	"	町道玉川244号線 1541—2	⑧	"
"	"	"	国道355号線 1541—2	⑨	"
"	"	"	国道355号線 1544—1	⑩	"
"	"	"	国道355号線 1546	⑪	"

茨城県告示第1467号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡銚田町大竹字塙内751の 4
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

茨城県告示第1468号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 (1) 解除をする保安林の所在場所
那珂郡東海村村松字白根146の20（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定された目的 飛砂の防備
(3) 解 除 の 理 由 送電施設用地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 解除をする保安林の所在場所
水戸市笠原町字不動山993の 6 から993の 9 まで
(2) 指定された目的 干害の防備
(3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条、第 6 条又は第 9 条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水戸保健所管内

医 師 名	病 院 名	所 在 地
大 山 美 宏	城 南 病 院	水戸市城南 3—15—17

●土地立入測量

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起 業 者 の 名 称 茨城県
- 2 事 業 の 種 類 県道竜ヶ崎阿見線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡牛久町大字久野字橋本，字塙下及び字八升蒔地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和59年12月10日から昭和60年 1 月30日まで

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第 9 条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第 3 項の規定により公告する。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
新治郡八郷町大字吉生字前谷3417番 1， 3418番 1， 3419番 1， 3420番 1， 3421番 1， 3422番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都文京区千駄木 3 丁目42番 2 号
株式会社 博進紙器製作所
代表取締役 丸 井 米一郎

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡桜村大字花室字花室下1589番から1591番まで、1592番1、1593番1、1594番1

2 事業主の住所及び氏名

下館市二木成1390番地

香 取 荘 司

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2219番1から2219番4まで、2184番2

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2219—3

茨城県南生活協同組合

理事長 高 嶋 永 幹

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字国生字岡田窪1441番1、1442番、1443番、1444番1、1444番2、1445番、1448番1

2 事業主の住所及び氏名

下館市乙907番1

株式会社 つ た や

代表取締役 淀 縄 宗一郎

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年12月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
高土木指令 第683号	59.11.21	谷田部庄一	高萩市安良川 647	高萩市安良川字上原 1318—4	メートル 6.00 4.18	メー 16.90 38.00

下土木指令 第685号	"	篠崎 栄	結城郡千代川村 大字田下488番地	結城郡千代川村大字本 宗道字宮浦989—1, 990—4, 960—5	4.00	59.90
境土木指令 第559号	59.11.22	サンワ設計 (株) (代)森 誠	猿島郡三和町大 字仁連1921—4	猿島郡三和町大字東山 田字小立野2944—817	4.00	33.82
" 第560号	"	三和ホーム (株) (代)山中正	東京都豊島区東 池袋3—2—1 サンシャイン三 和ビル	" " 大字間中 橋字栗山186—1	6.00	82.57

~~~~~

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所